## はしがき

本書は、関西大学法学研究所「商行為総則・各則規定研究班」の第1期(2021年4月から2023年3月まで)における研究員の研究成果をまとめた論文集である。また、同時期に採択された、科研費(基盤研究(C)課題番号21K01234)による研究成果の一部でもある。

周知の通り、商法総則・商行為法分野は、商法典における最後の未改正分野として、いわば取り残された存在にある。債権法改正においては商行為法 WG における相当の検討が行われたものの改正には至らず、平成30年商法改正によって運送法以降が改正を終えた現在においても、明治32年制定の商法がほぼそのままの形で残されているのは、商法総則と、商行為法の問屋営業までの部分のみである。そのため、商法総則・商行為法の改正課題についての検討は、本研究班以外にも全国の様々な大学で進行しているところである。

もっとも、当該分野の改正課題は、必ずしも一様というものでもないように思われる。そもそも古くからある民商法の分化のあり方の議論に関連して、商人・商行為概念や、消費者契約法における事業者・消費者概念など、基本概念のかたちすら確定してない。商法総則・商行為総則には、削除も含めて様々な立法論的提言が行われており、現状における当該条文の解釈を理論的に説明しにくい規定も含まれている。また、交互計算などは民法における終身定期金のように実際の活用例に乏しく、将来においてそのままの形で維持することの適否自体が問われている。このように、商法総則・商行為法の改正に当たっては、起草時に予定されていた制度の標準的な活用法、学説・判例の展開、現在における当該制度の活用法、類似した制度を有する諸外国の動向など、間口の広い研究が求められている。また、そもそも当該分野の改正議論を商法学者のみで行うことの限界も感じられたことから、本研究班は民商法学者のコラボレーションも企図したものとしてスタートした。

以上のような観点から、本研究班第1期では統一的な研究手法を設けることはせず、基礎研究のイノベーティブな側面を最大限発揮して頂くことを目的として、まず各研究員の自由な興味・関心に基づいた研究を進めて頂いた。研究主幹である原の体調不良などもあり対外面での活動が十分にできなかった面はあるものの、本論文集に収録した論文の内容は幅広い。民商法の境界線に関する議論(馬場論文)や商人・商行為概念(原論文)のような基本概念に立ち返ったもの、商行為規定の民事契約における意義を探った各論的検討にかかるもの(村田論文)、民法に取り込まれたものの歴史的には商法研究も盛んであった約款法理の各論的検討を行ったもの(南論文)、そして研究内容を還元する教育プロセスにおける現状分析と課題の洗出し(笹本論文)と、メソドロジーも各々個性的である。このようなオリジナルな研究成果が揃うことによって、先行する同種の研究グループとも異なった研究成果を公刊できたことを、主幹として嬉しく思う。本研究班は現在第2期を迎えており、このはしがきを記している段階で科研費も最終年度を迎えているが、この場を借りて、研究員の先生方に厚く御礼を申し上げる。

商法総則・商行為法分野の改正は、必要性を認識されつつもユナニマスなコンセンサスを得ることが難しい課題であり、今後も曲折が予想される。本論文集における各研究員の研究成果がそれに寄与するものがあれば、望外の喜びである。

本研究叢書、および2年間の研究班活動は、法学研究所のみなさまの献身的なご助力によらなければ成り立たなかったものである。記して厚く御礼申し上げる。

2023年10月27日

商行為総則·各則規定研究班 主幹 原 弘明